

うには、なか／＼行かない問題であらうかと思ひますけれども、鉱業権者のいわゆる国の資源というものを非常に合理的に、而も大切に開発する、そのためには是非とも必要であるという意味からして、やはり一つの前提として、油層を発見したならば、速かに明らかにしなければならぬという規定を私は前提としてやはり入れておくことが一番必要じゃないか、そうしないと偽作つて魂を入れないというふうな法律にこの五條、六條あたりの規定がなりやしないかということを中心するわけです。

○政府委員(山地八郎君) 只今審議会についても申し上げましたが、審議会におきましても、先ほど来申しましたように、官界、学界、或いは業界から立派な経験のあるかた、学識のあるかたに出て頂きまして、いろいろ技術的な御意見を頂き、それに基づきまして政府なり関係の官庁で鉱業権者と協力いたしまして、その面でもいろいろ積極的な調査を推進して参るわけでございます。それに際しまして、この條文にありますが、この條文にありますが、記録とかを作ります、両者相緊密に提携いたしまして、必要な調査を行い、記録を残して参りますという、一定の段階になりますと、これは科学技術的にいわゆる油層の形質が明らかになるというのが明らかでありますので、この法案の全体の運用によりまして、法律上義務付けられて参りませんでも成果が挙るものと考えておる次第であります。

○栗山長夫君 まあ物事が良心的に運ばれるときには、元来この技術法なん

というのには必要じゃないと思ふんです、この石油の掘り方、開発の仕方、採油の仕方まで国の法律で縛るといふのは、大体本来から言へば必要のないことなんですね、それをあえて法律で以てやろうというのはやはりなけなしのこういふような資源を最も高度に、最も有効に採油をし、採掘をしよというのが目的なものですから、従つて今の精神としましてはそういうものを入れておくほうが、私は妥当ではないかと考えるのですが、どういふものですかね。この法律案の修正するしないは別として、そういう精神で私はこれは行かなければいかんじやないか。今あなたが言われるようにだんだんと油層がめつめつた、それから井戸を掘つた、それから漸次審議会の指導によつて採油を始めて行つて、だんだんとデータが集つて行く間に形質が明らかになるだろうということでは、やはり本法を作る精神の基本を徹底する意味において、ちよつとほど違ひのじやないんですかね。

○政府委員(山地八郎君) 今のお考えのあるところも一応我々も同感できる節もたくさんあるのでございますが、法律上の義務規定を置きます点につきましては、いろいろ必要最小限度に考えなければならぬこともあろうかと思ひます。鉱業権者のほうで積極的

と、短時日の間に油層の状況もわかるということも承つておるのでありまして、こゝらあたりの点について、我々もいたしましては、官民両方の緊密な積極的な協力提携によりまして、成果を挙げたいというふうに考えておる次第でございます。

○栗山長夫君 いや、昨日そういうふうな大体趣旨においては私に私の意見に異議のないようにおつしやつておるのですけれども、この法律の條文の中に、とにかく油層の形質を成るべく早く明らかにするように努めるといふ、そういうふうないわゆる油層形質を明らかにするように促進する意味の文字といふものはどこにも見当たらないと思ふのですが、それはどこかにござい

○政府委員(松田道夫君) 只今御指摘頂きました点は、私も誠に御尤だと思ひます。それを徹底いたしますのは、お話のように法律で義務付けるといふのも方法かと思ひますが、法律の義務付けというところになりますと、いろいろ只今次長からお答えいたしましたように問題もございまして、いたしますと、先ず差当りのこの法律自体が恐らく御覧になればコンサーベーションを徹底しない、いや、いや、生ぬるいコンサーベーションじゃないかというお叱りを受けるんじゃないかと思ふ。何しろ日本でも初めてでございまして、そういう意味から衆議院でも緩和されましたように、一直接に行かないで、いわば漸進的な、第一

歩的の最小限の規定が満たされたような次第でございまして、従つてその形質を明らかにする点を鉱業権者に今直ちに法律で義務付けるといふ段階に至りませんで、實際問題といたしましては、報告の義務もございまして、三十七條あたりにも定期的に油層の形質に関する調査を行ななければならぬというところでございまして、この省令の定め方、これもまあ徹底した法律の義務でひいひいやるというわけにも参りませんでしようが、その辺のこの項目の中に形質を明らかにするの役に立つような項目を選び得るかと思ひます。そういうことで状況を明らかにしつつ業界のかたへ、更には審議会の権威あるかたへ、御意見を伺つて、併せて實際の協力を申しますか、指導と申しますか、そういう点で形質問題に進んで行きたいというふうに考へております。

○栗山長夫君 事情は一応私も現地を見させて頂いてわかんわけではありませんが、一つこの法律が決定しましたあとは、運用において今局長の言を私は一〇〇%信頼をいたしたいと思ひますので、第三十七條ですね、それから今お話のあつた第三十九條等において、実際に法を施行し、運用される場合に、少くともただ漫然と油層の形質が明らかになるのを待つてのじやなくて、やはり積極的な行政の意思が明らかにせられて、そうして一刻も早く油層の形質が明らかにせられるように努力を私はせられたい、こういう工合に思ふのであります。まあそういうことのお約束を願えれば、私は強いて修正をしてそうしなきゃならんまでは申

上げないつもりでおります。

○政府委員(山地八郎君) 御趣旨は御尤でありますので、その法律の運用におきましても御趣旨に副うように万全を期して参りたいと存じます。

○西田隆男君 先ほどの質問に関連して一つお尋ねいたします。油層が発見されて油層の形質の状態がわかるまでどれくらい時間的にかかるものですか。

○政府委員(山地八郎君) 最低半年であります。

○西田隆男君 だれどこの法律の狙いは、私は栗山委員の意見と多少違ふんですが、鉱業権者に義務付けるといふことよりも、この前の私が質疑のときに言つたように、あなたがたの監督、指導、助成と言ひますが、そのほうは余計にこの法案の中に織込まれておらなければこの法律は意味なさんと思ふのです。従つて半年後にわかるものであるならば、今の義務付けの規定を作るよりも三十七條ですかにある定期的な調査をしなければならぬという、この調査によつて、鉱業権者のほうと密接な連絡をとつて一日も早く油層の形質をはつきりすることによつて、初めてガス油比の問題がどうだこうだという問題が解決付くと思ふのです。この形質を明らかにすることこそ、即ち間接的に遅らせるということこそ、即ち石油なり天然ガスの採取の非常な欠点になると私は思ふのです。今栗山君が最後に言つた意味合いのことをもう少し積極的に監督官庁でやられるということが実行されない限り、この法律は意味をなさないとそう考えるのです。これは希望でなくて厳密にやつてもらわなくてはいかんと思ふので

す。

○政府委員(山地八郎君) 仰せの通りです。油層の形質を明らかにするといふ点につきましては、我々も万全の努力をいたしたいと存じております。

○栗山長夫君 それから十一條のこの二次採取法ですね、これに対していろいろ指導規定がございますが、二次採取法だけでなく、まあ一次採取法と言いますか、二次採取法に至る前の段階においても、やはり非常にこれは重要な問題であるので、適当なその指導規定というものを挙げておいたほうがいいと思うのですけれども、それをお抜きになったのは何か意味があるのですか。

○政府委員(松田道夫君) お話の十一條では、事業計画をはずりとして、実施計画自体を詳しく検討するという事になつておりますが、これも日本でもやります最初の問題もございまして、具体的な点まで官庁が入つております。一次採取という点、これは普通の井戸を掘る場合のことだろうぐらゐの意味でお話かと存じまして、その点は鉱業権者のかたへ、すでに永年の経験もございまして、自主的におやりになつて頂いて、なお且つその辺でどうしてもやつて頂かなければならない点、これが申上げるまでもなく法律に書いてございまして、例えば「坑井を掘さくした場合」云々とか、「ガスキヤツプに達するに至つたときは、云々」という程度で、主として鉱業権者のかたの主体性と御経験とによつてうまくやつて頂くことをお願いしたいという趣旨でございます。

○栗山長夫君 私が申上げましたのは、鉱業権者が例えば新しい油田、

或いは新しい油層を試掘によつて発見をしたような場合ですね、そういう場合に一定期間内に行うべき採掘の計画というものを、我々も万全の努力をいたしたいと存じております。

○栗山長夫君 それから十一條のこの二次採取法ですね、これに対していろいろ指導規定がございますが、二次採取法だけでなく、まあ一次採取法と言いますか、二次採取法に至る前の段階においても、やはり非常にこれは重要な問題であるので、適当なその指導規定というものを挙げておいたほうがいいと思うのですけれども、それをお抜きになったのは何か意味があるのですか。

○政府委員(松田道夫君) 先ほど申し上げました報告の規定もございまして、更に三十五條でございますが、井戸を掘ります場合に計画として掘さくしよとするとときは通産大臣に届出をしなければならぬという規定もございまして、この辺も先ほど御指摘の通りの趣旨に従つて運用させて頂きたいと思ひます。

○栗山長夫君 今の三十五條の規定はこれはあれですね、坑井を掘さくしよとするとときは、というのであつて、井戸を掘るときのことなんであつて、その掘つた井戸をどういう計画で経営するかという点について、審議会の審査を私は受けたほうがよくはないかという点で、ちよつと違ふんです。

ただ三十七條とか、或いは先ほどおつた三十九條等によつて監督が出来るんじゃないか、或いは三十六條もその対象になるでしよう、そういうふうにできるんじゃないかとおつしやればそれまでのことですが、やはり二次採取よりも前の問題についても少し私はこの法律を厳格にしておいたほうがいいと僕自身は考えるわけ

すがね。まあ初めての試みでもありますが、一応今局長がおつしやつた程度でも私は了解しないことはないわけですが、要するにこの法律が作られた源をなしたものは、やはり率直に申し上げて、帝国石油の濫掘事件等が必要性を喚起したことには私はなつておると思ふのです。そういう意味で一つ運用の面では再び間違ひが起きることのないように、これはやはり厳格な行政指導を是非ともせられたいと思ふのです。若しそれができないということであれば、この法律を作る意味がないわけですから、それを一つ是非実行されたい、これを要望申上げておきます。私の質問はこれまでです。

それから通産大臣がお見えになりましたので丁度いい機会でもありますから日本の石油資源の対策というものを一体どういう場合に通産大臣はお考えになつておるか。いわゆる輸入資源もありませんし、国内資源の開発もありまして、そういうものをどういうふうにしようか、そういうものをどういう工合にどうお考えになつておるか。今後国内で必要とする石油、天然ガスの量、その輸入、或いは国内で開発する量、並びにその価格、或いは関税等の問題もあつますが、そういうものにつきまして、一つお考えをお聞かせ頂きたいと思ひます。

○国務大臣(高橋謙太郎君) 日本の石油資源は御承知のように非常に乏しいので、これはもう大部分輸入に待つてはかしようがないと私は考えるので、ただスケンクというものはGHQの天然資源局の局長がいまして、これは学者だそうですが、このスケンクの話では、そう失望することはいらんと、相当石油資源もあるのだというよ

うなことを私にスケンクが日本を去る前にそういう話をしておりましたが、それにしてもこのスケンク自身も、日本の石油資源というものは甚だ乏しいことは認めておるわけ、これはどうして輸入に待つより仕方がない。一方、併し日本の石油資源の採掘なども合理的にやつて、成るべくたくさん地下の石油を出して、地下から全部出すという事はあつて、性質のものからできないんですけれども、現在までのやり方には相当無駄があるという専門家がいます。併し要するに輸入に待つよりかはしようがない。これから石油の消費量はますます殖えるのだと私は考えるのです。ところで輸入に待つておるが、世界的にもいろいろ石油といふものについては問題がありますし、例えばイランのような所は、あつて、事情があつて日本が希望するだけの量が円滑に入るか、大抵平生には無論円滑に入ると思ふのですが、何か支障が起る場合にはどうするか。現に今日では米国でストライキがあつて非常にむづかしい問題だと思ふんですが、各方面へやはり平生から連絡をつけて、或る地方だけから輸入をする、或る地方に重点を置いて輸入するといふことではいけないかと私は思ひます。数字的な何は説明させます。

○政府委員(松田道夫君) 石油の需給関係の数字の問題でございますが、御承知の通り日本の経済が固まつたと申しますか、ノルマルな姿で動いておる時期ではまだないと思ひますので、油の需要量も今後経済の一般的発展の問題とかからんで参りまして、変動があるうかと思ひますが、一応経済安定本

部でこの四年間の将来を見透しして、策定しました需要見込がございまして、それに最近の状況を多少私どものほうで加味いたしまして作り出した需要見込の数字を申し上げます。昭和二十七年でございまして、これは六百五万キロくらいでございます。それから二十八年は六百三十万キロくらいでございますが、これは製品全部をトータルいたしまして、揮発油、燈油、軽油、重油、グリース、パラフィン、アスファルト、これに至るものをトータルいたしまして出した数字でございます。昭和二十九年が六百四十万キロ、三十二年が六百六十万キロ、三十四年が六百七十万キロ、三十五年が六百八十万キロ、三十六年が六百九十万キロ、三十七年が七百十

○栗山長夫君 それだから最近関税問題等も相当に強要されておるわけですが、大臣の今のお話のように、国内資源も成るべく開発をして行きたいというお話がありました。これを開発するためにやはり国が相当な力の援助を業者に与えなければ開発ができませんんじゃないかと思ふのです。従つて六百万合に対して五%程度しか国内にないわけですから、それを更に引上げて行くために、そういうような国の政策として指導をせられるおつもりでありますか。まあ国内の資源は大体この程度で成行に任せ行くといふおつもりですか。その辺はどういうことになつておるのですか。

○国務大臣(高橋謙太郎君) この資源を、石油を採掘する方面と石油を採す

はうの方面と両方あると存するのです。が、石油資源を採掘するほうは、これは事業会社ではなか／＼補助金なしにはできません。探して見て果してそれに行き当るかどうかはわからない問題です。両方の面がありますので、両方とも補助金を出すことになつております。一方、将来業者が適当と考えますれば補助金も出すつもりであります。

○栗山長夫君 補助金を出して採掘をするとしても、只今のところでは殆んど九十何%は帝國石油がやつてゐるわけですから、帝國石油を対象にして補助金を出すか出さないか、こういうような問題になると思つてゐます。実は只今問題になつてゐる帝國石油は四割配当をしたために、一応補助金は打ち切られたような形になつておりますが、こういうものを再び近々に復活をいたしまして、探鉱、鉦脈を採掘するにすぐ着手せられるおつもりと理解してよろしくございませうか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) その点であります。この帝石については、その問題に関連しては二つ問題があるのです、一つは今経営方法が當を得ていないという問題であり、一方で四割の配当をしても、それに補助金を出すという問題が残つてゐるわけですね、帝石については適当に考へて、それらの問題を勘考して私は必ずしも補助金を帝石には出さないと考へていないわけなのです。現在も帝石に対しては調査費のほうは補助をしてゐるわけです。

○政府委員(山地八郎君) 私から補足して御説明申し上げますと、本年度の石油資源開発関係の助成金につきまして

は、探鉱のほうの助成金というよりなものはございませう、採取のほうにつきましての助成金もありませんし、又地質調査についての助成金もあるわけですね。そのうち探鉱の奨励金につきましては、今大臣がおつしやいましたように、事帝石に關しましては、若干の問題があるわけですが、二次採取につきましての助成金といつたようなものにつきましては、これはやはり助成金を考へなければならぬと思つておりますし、又地質調査の問題につきましては、本年度は助成金を考へなければならぬと思つてゐる次第であります。

○栗山長夫君 要するに帝石の四割配当といふものは、これはいろいろ問題のあつたところであつて、私は帝石が永久に四割配当が続けて行かれるとは考へていないのです。又それほど高率配当すべきものでないとは私考へるのですが、併しその後の問題は度外視しまして、一応問題になつてゐる帝石の経営が合理化され軌道に乗つた場合、通産省としてはまあこの辺でよろうかといふ一応の理想点に達した場合に採油、或いはその他いろいろ石油開発のためのあらゆる国の援助を昔と同じように続けて行かれるのだ、こういう工合に理解していいわけなんです。

○國務大臣(高橋龍太郎君) それは實際の問題について考へなくちゃならぬのです。あなたのお答の御趣旨はこういうことであらうかと拝承するんですが、私は、今帝石がまあ現在問題になつてゐるマイナスの面があるわけですね、それを感情的に考へて、それを捉えて将来の帝石についてそれに

動かされる処置をとるべきではないと考へております。帝石が改善されて行けば、帝石の實際の経済事情なども公平に考へて補助すべきものは補助して、援助すべきものは援助する、何と言つても特殊の会社です。何となく人の性質は特殊であります。石油資源といふ意味から言つて、特殊の会社ですから私はさういふものにさういふふうな考へておきます。

○栗山長夫君 問題はよくわかりました。そうすると第二点は関税問題なんですか、これはどういふ工合にせられるおつもりなんです。

○政府委員(山地八郎君) 関税問題は御承知のように一割だつたと思ひますが、保護関税があるわけでありまして、最近におきます外国の原油の価格の推移などを見て参りまして、現在のところでは差当りその必要はないと考へまして、消費者の立場等も考へまして、徒らに必要以上に高額になりましては、消費者側に影響を与えますので、適宜に全般的な影響も考へなければならぬと、かように考へましたので、現在の状況では取りあえず一年間は関税を課さないというふうな臨時の処置をとつておるやうな状況でございまして、今後とも國際價格の推移によりまして、つとて適宜に判断して参りたいと考へてゐる次第であります。

○栗山長夫君 要するにまあ私は考へ方だけ伺つておけばいいのですが、先ほど大臣がおつしやつたように、貧弱ながら国内の開発はするのだから、そのために國は採掘に至るまでの援助をするのである、こういう工合におつしやつたわけですね、一口に申しますと……、そういう場合に、そこまで國

が力を入れてやつたものについて、できた製品が外國に比較して非常に高かつたといふことになればこれは競争に堪えないわけですから、そこにはあ關税問題が起きて来るわけですね。そこで今のお話では一年間は関税をかけないというお話であります。が、かけないといふことは、將來は國內産油の経済的な健全経営の立場から考へて、必要とすれば関税をかける得る、又かける、こういう工合に通産省は考へておられるのです。

○國務大臣(高橋龍太郎君) お言葉のように、石油が國內でも出る。一方に輸入されてゐる。で、國內産業を保護するために輸入品に関税をかける必要があるかどうか。普通で考へれば當然これは問題にならない。或る程度の関税をかけるというのが常識だと思つてゐる。が、石油の場合には如何にも國內の産出が僅かであつて、大部分輸入してゐる。そうすると消費者の面からいつて関税をかけるというものはどうであらうかといふやうな問題が出て来るわけですね。関税をかけるよりもむしろ補助金的なものを幾らか増して行くほうが、國內の消費者、國內の産業、石油を使う産業の面からいつてそのほうがいいじゃないかといふ議論も出て来るわけですね。で、その辺が非常にむづかしくてまだ結論は得ておりませんので、一か年延期をしてゐるという状態なのであります。

○栗山長夫君 この問題はやはり通産省としましては、或るべく早く一つ方針を決定されることが必要じゃないかと思つたわけですね。やはり今大臣がおつしやつたように國內産業保護の立場から輸入品に対して関税をかけて臨んで

行くといふ方針がきまれば、これはやはり石油業者としての経営のやり方があらうかと思ふ。又関税をかけない、そうして採算点に至るまでは國が補助をしようといふことになれば、又それが経営のやり方があらうかと思ふのです。そういう非常に基本の問題を棚上げしておかれて、そうして帝石の経営内容についてメスを振おうと思つても、これはやはりどうも名医のメスにやらんと私は思ふのです。だからその辺のところは或るべく早く決定せられべきじゃないかと、こう考へますが、その点は如何でございませうか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) お言葉は一つ十分に参考をいたしまして研究を進めます。

○島清君 今法案に直接の關係のあるわけではございませんが、栗山委員の質問に関連をして全体的な石油政策の面からちよつとこの際大臣にお聞きしておきたいと思ひます。石油は國內産油が輸入油に比較して非常に微々たるものであるといふことが、今の数字によつてはつきりしたのでございしますが、アメリカを中心にして依存をしてゐる状態でございます。アメリカのストライキなどというものが直ちに我が國の石油の需給關係に重大なる影響を及ぼして来るというところは、新聞紙の報ずるところによりますと、日航が三五%も石油の規制をしなければならなかつたといふやうな一例によつても明瞭になつておりますが、併し現在並びに將來を勘案をいたします場合には、一國を中心にしてそれに依存するといふことは頗る危険であるといふことがこの事実によつても

と思います。今日我が国の経済界におきましては、バトル法の緩和と、ソヴイエト、並びに中共地区の貿易というものがしよつちゆうと呼ばれておりますが、大臣はこういう観点に立ちまして、ソヴイエトから油を入れたいというような考えをお持ちになつたことは

ないかどうかということがお伺いしたい一点、更に原油が輸入されるもので、これを精製いたしまする設備というものが非常に重大な役割を果たすことに相成るのでございますが、取りわけその役割を果たすところの施設といたしましては、問題の四日市燃料廠の跡が非常に問題であらうかと思えます。法案と直接の関係はございませんので、細部に亘つての御説明は又後刻拝聴したいと思いますが、こういうような問題も併せて大臣の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(高橋龍太郎君) ソヴィエトから石油を輸入するようなことについて考えたことがあるかという御質問のようであつたのですが、私はこの参議院のどの委員会でしたか出席して申述べましたのに、現在のような政治的の理由で世界の貿易が自由にできない、障害されておるといふことは非常

それから四日市の燃料廠の跡の処分につきましては、いつかあなたに御答弁いたしましたように、今委員会を開いて審査研究をしておりますが、これは非常にむずかしい問題でまだ容易に結論をしてないのが現在の状態であります。

○ 粟山夏夫君 四日市燃料廠の跡の処分につきましては、只今大臣の御答弁を伺いまして、まだ折角大臣の五人委員会ですか、そこにおいて慎重に検討中であるというお言葉でございますが、私たちが新聞紙などを通じてまして仄聞するところによりますと、何か外国資本の手によつてこれの払下げを受けて、更にあれを経営して行くというようなことが強く要求をされて、通産省当局の意向を相当にそういう方面に動かしておるということを聞くのであります。若し私はそうで

あるといえます。するならば、あれができました。いきさつから考えてみましたが、これに対しては重大なる関心を私たちは持たざるを得ないと思うのです。私たちはばかりでなくして、新聞などを通じて知らされておりますところの国民大衆もあの問題がしかく新聞などに報道されております通り、外

かなければならない点もございますが、併しながら又我々の血税によつて作られたものをむざ／＼外国系の会社に渡してはならないという国民感情をも考慮に入れて善処されますように希望を付しておきたいと思つております。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 御意見は承わつておきます。よく御意見は五人委員会の諸君にも伝えておきますが、ただ私は少しあなたと考えが違いますので、外国の資本の参加する会社にやるのではないのですから、適当な価格で下げる。それから將來日本の産業、殊に技術方面を振興さすには外国資本、外国の技術を歓迎して可なりと思つておるのですが、ただ或る種の産業は外国資本の支配下にあるような会社に下げるべきではない、或いは経営をさすべきではないという議論は

私も同感に思うのであります。なお又の機会にゆつくり御意見を承わりたいと思います。

○委員長(竹中七郎君) 他に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。……御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御

日本の持つております地理的な條件がそうせしめるところでございますが、こういう点について私が憂えておりますことを通産省当局に質問をいたしましたときに明快なところの答弁を頂くことはできなかったであります。今以て私はこれに對しまして

疑義を持つておるのでございますが、この法律が施行されまする時には、こういつたような問題に對しましても十二分に研究をされまして、そうしてそういふことの憂えのないように運営に最善の留意をして頂きたいと思ふのであります。更にややもいたしますと、こういう行政官が監督権を拡大することによりまして、業者と行政官庁と摩擦と言はば摩擦、又この問題があることによつて、この問題を通じて忌い深い関係と言いますか、そういうものが起らないとも限らない、

こういうことを私は愛しておるものであります。こう申上げます理由の最大なものは何か。私はちよつと申上げにくいことを申上げるのでございますが、私たちが帝石のコンサーベーションの問題を取上げて論議をいたします場合におきまして、必ずしも通産省当局のおとりになりました処置とい

際しましては、こういうような面にも十二分な配慮をなさいまして、そうして願くば資源の乏しいこの石油を、この法律の最終的の目的を達成するよう、運用に十二分の留意をして頂きなさいという希望を付して本法案に賛成の意を表します。

○委員長(竹中七郎君) 別に御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めまして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。石油及び可燃性天然ガス資源開発法案について採決をいたします。本法案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中士郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議におきまする委員長の口頭報告の内容等爾後の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと認めます。次に本案を可とせられししたかたは、例により順次御署名を願います。

多数意見者署名

松本 昇 結城 安次
栗山 良夫 中川 以良
山本 米治 高瀬 壯太郎
島 清 境野 清雄
西田 隆男

○委員長(竹中七郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めて下さい。島君。

○島清君 連合委員会を数分の後に控えまして委員各位が私に発言をお許し頂いたことにつきまして心から敬意を表し感謝申し上げたいと存じます。

私がお聞きしたいと思っておりますことは、我が国の化学工業の発達は機械工業に遅れております関係上、この化学工業の使いまわす薬品等によります処理が完全になされていないような悩みが各化学工業の周辺においてそれを見るのであります。こういうことは日本の化学工業を進展せしむる面におきまして非常に私は心しなければならぬことだと思ひます。し、日本の化学工業の発展を促進し、それを進めなければならぬことは当然でございますが、併しそのことによつて又他の産業、他の業に従事する諸君に対して迷惑をかけるということ、文化国家の産業政策に私は背馳するものであると、こう考へておるのであります。従ひましてこういうような

理論的な観点に立ちまして、随所にこういう汚濁水の処置が不十分であるというようなことについていろいろと諸君、陳情等を国民から聞くのであります。これに對しまして通産省当局の大まかな考え方を私はこの際お聞きしておきたいと思つておられます。更にその事態に鑑みまして、通産省当局といたしましては、汚濁水の処理の法案をお考えであつたようでございますが、これは業者の反対に会ひまして陽の目を見ないというのを私に私は聞かぬのであります。それをも併せて、この汚濁水法案を出して、私が今申上げたような事態に對処するお考えがあるかどうか。更にその問題については確かに何か審議会みたいようなものがございましてこの被害を皆無ならしめる、然らずんばこれを最小限度にとどめると、この対策のための委員会があつたように私は記憶いたしてあります。が、この委員会は今活動し、そしてこういふような問題に對して委員会の結論のようなものが出ておるか。差当りこの三点についてお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(瀬川一郎君) お答え申し上げます。只今島さんから以上お話がございましたように、パルプ工業特に化学工業におきましては、機械工業に比べてまして若干遅れておるような現状でございます。特にパルプの製造工程におきまして、同じ人絹パルプ或いは紙用パルプを作り出す場合におきましても、従来のいわゆる亜硫酸法によります場合には、いわゆる亜硫酸法による灰水で蒸着いたします関係上、パルプの廃液なんかが当然出て参ります。が、新しい最近建設いたしております

すような工場のパルプの製造方法は、クラフト法に変わつておりました。その薬液を九二・三〇程度まで回収するようないわゆる設備更新を事実上やつております。それで我々のほうといたしましては、今後増設される設備、或いは新設される設備等につきまして、極力クラフト法によつて進めたい、そういうふうな考へておられます。それは、汚水の問題で薬液を回収するといふ利点を有するだけではないに、広葉樹の利用も本格的にできる関係上、そういうような方法を全面的に、今後新らしくできる工場に對しましては極力そういう設備に変えて行きたいと、さういふ考へておられます。

それから第二点の現在までの汚水の処理状況は、特に終戦後、化学パルプが非常に不足いたしました関係上、僅かの、多額の設備資金を投下せずして化学パルプを作り得るいわゆるソーダ・パルプと申しますか、苛性ソーダで木材を蒸着いたしました、その薬液をそのまま流してしまつたというやうな非常に簡単な方法でのパルプの製造が随所に行われまして、それは特にパルプの不足の結果、そういう簡単な方法でのパルプの生産量が非常に殖えたために、汚水もかなり各地方で問題を起してあります。併し最近パルプの需給状況も非常に緩和いたしましたので、今後の傾向といたしましては、そのやうないわゆるソーダ・パルプといふものの生産というものが急に激減するといふ見通しを立てておられます。で、今後従来のソーダ・パルプで各地方に問題を起してありますやうな事態は非常に少くなると考へておられます。数字的に申上げますと、二十一、二年頃までは七千トンとか八千トン程度のソーダ・パルプしか生産されておらなかったわけですが、今後、二十五年、二十六年あたりでは七万トン乃至八万トン程度の生産に上つておりました。それが最近製紙用のサルファイト・パルプなんかの増産によりまして減少の傾向に向つておられますから、特にそういう非難を、汚水の問題を起すやうな、いわゆるソーダ・パルプの生産といふものは減少する傾向にあると思ひます。

それから第三番目の御質問の点につきましては、私承知いたしております。と、新らしく施設をするものに対しては、汚濁水の処理に對して万全の施設を立てたいという答弁でございます。が、現在ございす而も名目的な設備であつて、實際にはそれを使つてない所があるのか、或いはそれを全能力的に活用をいたしまして、その設備ではどうすることもできないというやうな事態が各方面に現われて来ておりますが、こういう問題に對してはどういうやうな対策を講じておられるのございませうか。

○説明員(瀬川一郎君) 従来のいわゆる既施設につきましては、特にサルファイト法で申上げますと、廃液といふものを大別いたしますと、重亜硫酸石灰水で蒸着した場合にはできる木釜廃液と、それから蒸着いたしました原質を洗滌或いは晒なんかの工程で出ますサルファイトのいろ／＼の廃液と二つに分れるわけですが、大体前者につきましては、戦前なんか特に醬油なんかの不足した當時に、それを醬油の着色剤なんかに使つておりましたやうな関係もありまして、それは他の産業、或いは工業に對する危害といふのは全然ないと思ひ上げて差支ないのじやないかと考へておられます。それで蒸着、洗滌或いは晒の工程でできますアルカリ廃液につきましては、現在沈澱池におきまして薬物なんかの沈澱なんかをやらせまして、そのあとでいわゆる大下水と一緒に排水するように放水するといふやうな方法をとらせておられます。設備を増設いたしましたために、そういういわゆる能力、沈澱池の能力の足りないやうな所を對しましては、特に通商局あたりにも連絡をいたしております。併し特殊の工場につきましては、特に汚水の専門の學者のかたもおられますので、そういう専門家に汚水そのものの化学的分析をやつて頂きまして、その汚水の処理に適當な方法を発見して頂きますと、その御意見に従つていろ／＼な設備をやるやうに指導いたしております。

○島清君 それは何ですか。そういうものの考へでおられるということ、非常に結構なんぞございするが、そういうやうな考へが各化学工場において實際に行われておるかというやうなことに對して、その施設なりを調査されるのかというやうなことをしておられるのございませうか。

○説明員(瀬川一郎君) 私どものほうからは、いわゆる調査員は出してありますが、通商局あたりで各担当官が、そういう設備をいたしたときに、いろ／＼工場を見ておるやうでございます。

それから特に亜硫酸パルプの工場と

